

# 埼玉県議会議員一般選挙

(西第7区川越市)選挙管理委員会事務局

告示日 || 4月3日(金)▼投票日 || 4月12日(日) 投票時間 || 午前7時～午後8時

Tel 224-6120

## 投票できる方

平成7年4月13日までに生まれ、同27年1月2日までに住民基本台帳に登録され、選挙当日まで引き続き

市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。

ただし、市外へ転出した方でも、市内の投票所で投票できる場合があります(市外へ転出した方の投票を参照)。

\*川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別な事情で選挙権を失つた方、誤って登録されていた方などは投票できません。

## 県外から転入した方の投票

平成27年1月2日までに川越市へ転入届を提出している方は、投票できます。1月3日以降に転入した方は投票できません。

## 県内他市町村から転入した方の投票

平成27年1月2日までに川越市へ転入届を提出している方は、市内の投票所で投票できます。1月3日以降に転入し(県内異動1回に限る)、前住所地の選挙人名簿に登録されて

いる方は、前住所地の市町村で投票できます。この場合は、市町村が発行する証明書か住民票の写しが必要です。

## 市外へ転出した方の投票

川越市の選挙人名簿に登録された方が、県内の他市町村へ転出しましたが、県内異動1回に限る、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、川越市で投票できます。この場合は、市町村が発行する証明書か住民票の写しが必要です。

## 市内で転居した方の投票

投票できる方のうち、3月18日以降に市内でお住まいの方は、旧住所の投票所で投票することになります。

## 投票所入場整理券

郵送します  
入場整理券は告示日以降、封書で



います。投票の参考にしてください。  
新聞を購読していない方には、郵送します。ご連絡ください。市役所、市民センターなどにも置いてあります。ご利用ください。

## インターネットによる選挙公報

4月3日(金)の告示日以降、準備が整い次第、埼玉県選挙管理委員会のホームページに掲載します。投票の参考にしてください。

\*選挙公報の掲載は、有権者への啓発・周知のために行うものです。候補者や支持者等が、県ホームページに掲載された選挙公報を印刷して、不特定多数の者に配布するなどの行為は公職選挙法に抵触することがありますので、十分にご注意ください。

## 投票

### 投票用紙の記入

投票用紙には、候補者1人の氏名をはつきりと記入してください。候補者1人の氏名以外を記入すると、大切な1票が無効になります。



### 代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記入します。また、目の不自由な方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は全く守られます。

が入っています(1通で最大6人分まで。7人以上の場合は別封筒でお届けします)。投票所へは、本人の入场整理券だけを持参してください。

## 入场整理券をなくしたら

選挙当日、自分の投票区の投票所受付にお越しください。その場で入场整理券が再発行され、すぐに投票できます。

## 投票

### 投票用紙の記入

投票用紙には、候補者1人の氏名をはつきりと記入してください。候補者1人の氏名以外を記入すると、大切な1票が無効になります。



### 代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記入します。また、目の不自由な方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は全く守られます。

## ■投票所

入場整理券に記載してある投票所と略図を確認のうえ、お出かけください。

### 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジヤーなどに出かける方は、投票日の前日までに投票することができます。期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は入場整理券の裏面のほか期日前投票所にも備えてあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。



### 期日前投票の会場・日時

入場整理券を持ち（届いていない場合はなくとも可）、次の会場で投票してください。

①本庁舎7階7A会議室 || 4月4日(土)～11日(土)、午前8時30分～午後8時

②アトレ6階ミニユーティルームA || 4月8日(水)～11日(土)、午前10時30分～午後7時

\*駐車券は発行しません。

③メルト(西文化会館) || 4月8日(水)～11日(土)、午前9時30分～午後7時

④高階市民センター || 4月8日(水)～11日(土)、午前9時30分～午後7時

## ■不在者投票

### ①指定病院や老人ホームでの不在者投票

次の病院・老人ホームに入院・入所している方は、施設内で不在者投票ができます。

▼埼玉病院▼川越同仁会病院▼山口病院▼行定病院▼赤心堂病院▼三井病院▼武藏野総合病院▼本川越病院▼池袋病院▼康正会病院▼帶津三敬病院▼西川病院▼埼玉医科大学総合病院▼霞ヶ関南病院▼岸病院▼城南中央病院▼川越リハビリテーション病院▼川越胃腸病院▼老人保健施設プライムケア川越▼老人保健施設川越ケアセンター▼老人保健施設いぶき▼介護老人保健施設瑞穂の里▼特別養護老人ホーム真寿園▼川越市養護老人ホームやまぶき荘▼特別養護老人ホーム陽光園▼特別養護老人ホームすみれの里・川越▼特別養護老人ホームみなみかぜ▼ケアハウスみなみかぜ▼特別養護老人ホームアリス▼特別養護老人ホーム八瀬の里▼特別養護老人ホーム蔵の町・川越▼ケアハウス主の園▼介護老人福祉施設小江戸の庭



### ②郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方は、郵便等による投票ができます。

●身体障害者手帳を持ち、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級または2級▼心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級または3級▼免疫・肝臓の障害の程度が1級～3級

●戦傷病者の手帳を持ち、両下肢・体幹の障害の程度が特別項症～第2項症▼心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の程度が特別項症～第3項症

●要介護状態区分が要介護5

郵便等による投票ができる方のうち、上肢または視覚の障害の程度が

1級(特別項症～第2項症)の方は、あらかじめ指定した代理人に記載してもらうことで投票ができます。いずれも事前に申請(届け出)が必要です。詳しくは、選挙管理委員会にお尋ねください。

### 開票(即口開票)

開票は、4月12日(日)、午後9時から川越運動公園総合体育館で行います。開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。夜間に及ぶため付近の方の迷惑にならないようお願いします。

すでに郵便等投票証明書を持つ方は、投票日の4日前(4月8日(水))までに証明書を提示して、投票用紙を選挙管理委員会に請求してください。

### ■投票・開票速報

投票速報：4月12日(日)、午前9時～午後9時30分

開票速報：4月12日(日)、午後10時～

## ■滞在地での不在者投票

票の指定施設であれば、施設内で不在者投票ができますので、施設に直接確認してください。

は、投票日前に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向き、不在者投票をすることができます。あらかじめ選挙人本人が記入した「不在者投票宣誓書兼請求書」を川越市選挙管理委員会へ送付し、投票用紙等交付の請求をしてください。

メール・ファックスによる請求はできません。書式が必要な方は、選挙管理委員会にお尋ねください。市ホームページからダウンロードするともできます。

\*投票用紙の郵送には、数日かかります。早めに手続きしてください。

### ●市モバイルサイト

●市モバイルページ